

# 兵庫県公報

平成25年2月8日 金曜日 第2464号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	7
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（中播磨県民局）	7
○ 港湾法第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分（港湾課）	7
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	8
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	9
<b>公 告</b>	
○ 入札公告（広報課）	9
○ 同 上（同）	11
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	14
○ 同 上	16

## 告 示

### 兵庫県告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林の所在場所  
洲本市相川組字東向場西平417
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。〕



**兵庫県告示第158号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市長野字ヤゲン谷168
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。〕



**兵庫県告示第159号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市長野字ヲク山21、47、49、51、52
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。〕



**兵庫県告示第160号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市船谷字西山72の1
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第161号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市鉄屋米地字谷口2、3の1、4、5、5の1、字江コゴ6から9まで、9の1、10、字乳母ケフトコロ11から14まで、字大ベラ15から20まで、字梅ケ谷21、22の1、22の2、23、24、24の1、24の2、249、252、字坂山25、26、26の1、27の1から27の3まで、27の5、字ニホノゲ28の1、28の3から28の13まで、字ヒシロ29、30、33の1、33の2、33の4、33の6、33の10、34の1、34の2、35から38まで、40、41、字ヒナタ42から45まで、45の3から45の10まで、46、48、49の1、字ハセガイ51の2、51の3、51の6、51の8から51の23まで、51の25から51の42まで、口米地字谷口61、62の1、62の2、字下山63の1、63の2、64の2
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第162号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市和田山町和田字和谷75の2・75の3・75の12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、75の6、75の9

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第163号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市玉見字下ノ谷43の6から43の9まで
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第164号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市和田山町三波字北谷153（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度



**兵庫県告示第167号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域  
加古郡播磨町新島6番2の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第11号に該当



**兵庫県告示第168号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間  
平成25年1月18日から同年2月28日まで
- 3 作業地域  
尼崎市尾浜町二丁目ほか



**兵庫県告示第169号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間  
平成24年10月1日から同年11月28日まで
- (3) 作業地域  
西宮市仁川町6丁目、苦楽園四番町、北名次町、大屋町及び浜甲子園4丁目
- 2 (1) 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間  
平成24年10月29日から同年11月28日まで
- (3) 作業地域  
西宮市広田町
- 3 (1) 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間  
平成24年12月1日から同月26日まで
- (3) 作業地域  
西宮市池開町



**兵庫県告示第170号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成25年2月8日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町北田原字一本松8番9から 同郡同町万善字岩屋161番6まで	旧	7.0から 13.0まで	201.0	
	川辺郡猪名川町北田原字一本松8番から 同郡同町万善字岩屋161番6まで	新	11.0から 18.0まで	201.0	一部 予定地



**兵庫県告示第171号**

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。  
 平成25年2月8日

河川管理者  
 中播磨県民局長 玉田尋三

- 1 行うべき措置の内容  
 二級河川汐入川の河川区域内にある別表に掲げる船舶の除却
- 2 河川管理者の監督処分  
 1に掲げる措置を命ずべき者が、平成25年3月11日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明していない船舶

所在場所	船名	種類	長さ (m)	幅 (m)	内色	外色	係留 施設
姫路市大津区勘兵衛町3丁目 2番2地先（護岸上）	無	ボート	3.70	1.40	白	白	無
姫路市大津区勘兵衛町3丁目 2番3地先（護岸上）	無	ボート	6.90	1.70	白	白	無
姫路市大津区勘兵衛町3丁目 12番1地先（護岸上）	無	ボート	6.40	1.20	白	白	無
姫路市大津区勘兵衛町3丁目 12番1地先（護岸上）	無	ボート	12.50	2.50	白	白	無
姫路市大津区勘兵衛町3丁目 12番1地先（護岸上）	無	ボート	6.30	1.40	白	白	無



**兵庫県告示第172号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年2月8日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 行うべき措置の内容

国際拠点港湾姫路港に係る放置等を禁止する区域（平成24年兵庫県告示第1471号により指定した区域）内にある別表に掲げる船舶の撤去

2 港湾管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成25年3月11日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表

整理番号	所在場所	船名	船舶の種類	長さ(m)	幅(m)	内色	外色
1	姫路市大津区勘兵衛町3丁目2番2地先(汐入川)	なし	ボート	5.10	2.00	薄黄	薄黄
2	姫路市大津区勘兵衛町3丁目2番2地先(汐入川)	なし	ボート	8.00	1.80	緑	白
3	姫路市大津区勘兵衛町3丁目2番2地先(汐入川)	なし	ボート	6.90	1.40	薄緑	白
4	姫路市大津区勘兵衛町3丁目2番2地先(汐入川)	なし	ボート	6.70	1.40	白	白
5	姫路市大津区勘兵衛町3丁目2番3地先(汐入川)	なし	ボート	6.40	1.40	青・白	白
6	姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番1地先(汐入川)	なし	ボート	6.60	1.40	白	白
7	姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番1地先(汐入川)	なし	ボート	6.90	1.90	青・白	白
8	姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番1地先(汐入川)	なし	ボート	8.10	2.10	白	白
9	姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番1地先(汐入川)	なし	ボート	8.40	2.40	白	白
10	姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番1地先(汐入川)	なし	ボート	6.50	1.90	白	白
11	姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番1地先(汐入川)	なし	ボート	6.70	1.60	白	白

※ 整理番号は、中播磨県民局が整理の必要上付した番号である。



兵庫県告示第173号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨中播磨県民局長から報告があった。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 被処分者

商号又は名称 株式会社広嶺木材

代表者氏名 松尾一弘

事務所所在地 姫路市上大野一丁目12番50号

免許番号 兵庫県知事(9)第450330号

免許年月日 平成24年6月21日

2 処分の内容

平成25年2月12日から同月18日までの7日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務



**兵庫県告示第174号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社ケーニヒスクローネ

代表者の氏名 濱田秀世

住所 神戸市灘区宮山町2丁目6番4号

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) ホテルクローネ神戸

所在地 神戸市中央区三宮町2丁目2-3、3-3、3-20、3-21

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課

縦覧期間 平成25年2月8日から同月21日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成25年2月8日から同月21日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

**公 告**

**入札公告**

平成25年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（明石市及び宝塚市）に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年2月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名

ア 平成25年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（明石市）

イ 平成25年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（宝塚市）

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

## (5) 入札方法

上記(1)ア及びイについて入札に付する。

落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部広報課 担当 前野  
電話 (078) 362-3019 (直通)

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年2月8日（金）から同月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年2月21日（木）午前9時30分 兵庫県庁第2号館 2階A会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年2月20日（水）午前11時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（契約希望単価に予定数量を乗じた入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年2月20日（水）午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約金額（契約単価に予定数量を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成25年2月15日（金）午後4時までに提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。



## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記3(3)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部広報課 担当 中澤  
電話 (078) 362-3017 (直通)

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年2月8日（金）から同月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年2月21日（木）午前11時 兵庫県西館 1階小入札室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年2月20日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年2月20日（水）午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成25年2月15日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日（平成25年4月30日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。



**特約業者の指定の取消し**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
関 進	姫路市飾磨区英賀東町1丁目39	平成24年11月30日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市上比延町字下掛り1327番5の一部、1327番12、1327番17、1327番28  
同 市上比延町字馬渡里1128番  
同 市上比延町字野滝1339番1、1339番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市中央区南本町2丁目3番12号  
光洋機械産業株式会社 代表取締役 山口久一  
西脇市郷瀬町605番地  
西脇市長 來住壽一
- 許可年月日及び許可番号  
平成25年1月17日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-16-2号（23西脇）

## 警察本部公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年2月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達件名

更新時講習等に使用する教本 約672,000部

## (2) 仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

## (3) 履行期間

平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで

## (4) 履行場所

兵庫県警察本部の指定する場所

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該物品の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬

電話 (078) 341-7441 内線2253

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年2月8日(金)から同月22日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年3月22日(金)午前11時 兵庫県警察本部 4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年3月21日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月21日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年2月22日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時まで持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、物品についての総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 入札の対象となる調達にかかる予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.



## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 白石  
電話 (078) 341-7441 内線2252

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年2月8日(金)から同月22日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成25年3月22日(金)午前11時30分 兵庫県警察本部 4階入札室

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年3月21日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月21日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金  
免除

- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年2月22日(金)までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成25年4月1日(月))までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札金額は、前記1(1)の物品について総価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 入札の対象となる調達にかかる予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつ

た者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否  
要作成

- (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

- (2) Nature of the service to be trust:

Clothes lease

- (3) Trust period:

From April 1, 2013 through March 31, 2014

- (4) Trust places:

The place that Hyogo Prefectural Police H.Q. assigns

- (5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 February 22, 2013

- (6) Deadline for tender:

17:00 March 21, 2013 by mail

11:30 March 22, 2013 by direct delivery

- (7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shiraishi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2252